

医療法人南溟会 宮上病院  
訪問看護(介護予防訪問看護)事業所  
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人南溟会が開設する宮上病院（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問看護（及び指定介護予防訪問看護）（以下、「指定訪問看護等」という。）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護事業の看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が要介護状態（又は要支援状態）にあり（以下、「要介護者等」という。）、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要性を認めた者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 事業所は、事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人南溟会 宮上病院 指定訪問看護（介護予防訪問看護）
- (2) 所在地 鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7268

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者（医師） 1名

管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

- (2) 看護職員（保健師、看護師又は准看護師） 1名以上

看護職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで。  
ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 上記営業日・営業時間以外でも電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護等の内容)

第7条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・日常生活の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護

- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助

(利用料その他の額)

#### 第8条

1 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、その額を利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、下記の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 15,000円(税込)

(2) 診療時間外や休日・夜間等、緊急時の移動に伴う交通費 実費(タクシー代等)

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族(以下、「利用者等」という。)に対して事前に説明をした上で、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、徳之島町・天城町・伊仙町とする。

(緊急時における対応方法)

#### 第10条

1 看護職員等は指定訪問看護等のサービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項における対応を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

#### 第11条

1 指定居宅療養管理指導に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

2 前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

[相談窓口]

・宮上病院 医療相談室	電話：0997-82-0002
・(町)	
徳之島町介護保険課	電話：0997-82-1111
伊仙町介護保険課	電話：0997-86-3111
天城町介護保険課	電話：0997-85-5348
・(県)	
鹿児島県庁保健福祉部介護保険課	電話：099-286-2687
大島支庁地域保健福祉課	電話：0997-57-7246
・(保険者)	
鹿児島県国民健康保険団体連合会	電話：099-206-1024
・(その他)	
鹿児島県福祉サービス適正運営化委員会	電話：099-286-2200

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者を選定し、及び設置する。

(2) 成年後見制度の利用を支援する。

(3) 事業所において、従業員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 利用者に対する虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(感染症対策に関する事項)

第13条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第14条

1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故処理)

第15条 訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、千葉県、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録等の必要な措置を講じる。また、利用者に対し、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(事故発生時の対応)

第16条

1 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに千葉県、市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第17条 利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条

1 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人南溟会 宮上病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

1 この規程は、介護保険法に基づく許可の日から施行する。

2 令和6年4月1日 次事項を改正し施行する。

第11条から第17条条文を追加する。